

< 事務連絡 >

平成 29 年 4 月 27 日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会

会 長 江 澤 和 彦

< 公 印 省 略 >

「介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について」
(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記の件につきまして、厚労省からの通知を受け、岡山県保健福祉部長寿社会課より平成 29 年 4 月 26 日付文書にて当協議会に周知依頼がありました。

詳細につきましては、別添の事務連絡文書等でご確認いただき、貴所属会員様への周知を賜りたいと存じます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、お問い合わせは、岡山県保健福祉部長寿社会課 介護保険推進班(倉本様)
TEL 086-226-7324 です。

<岡山県介護保険関連団体協議会 事務局>

NPO法人 岡山県介護支援専門員協会(担当:高塚)

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

事 務 連 絡
平成29年4月26日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について（依頼）

このことについて、厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、その内容を御了知の上、貴会会員等へ周知をお願いします。

サービス事業者等には、特に次のことに御留意いただくよう周知願います。

- ・ISDN回線での請求は平成30年3月31日まで。
- ・一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については、平成30年3月31日までに審査支払機関への届出が必要。
- ・インターネット請求の開始手続きには一定の期間が必要。
(概ね1ヶ月、ただし申請件数の増加に伴い所要期間も延びる。)
- ・ISDN回線での請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクの混雑が見込まれる。

以上のことから、早期のインターネット請求への移行を促していただきますようお願いいたします。

担当 介護保険推進班 倉本
電話 086-226-7324

事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 24 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等のインターネット回線による請求が平成 26 年 11 月から開始され、ISDN 回線による請求期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていることについては、「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」（平成 26 年 1 月 23 日当課事務連絡）及び「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について」（平成 26 年 8 月 15 日老発 0815 第 2 号）等によりお知らせしているところです。

これに伴い、都道府県及び保険者におかれましては、これまで、インターネット請求への移行促進等のため、ホームページの掲載や研修会での説明等、様々な機会を活用してサービス事業者等への周知を行っていただいていることもあり、直近のインターネット請求への切り替え状況は、全体の請求の概ね 5 割（平成 29 年 3 月現在）まで進んでおります。

ISDN 回線での請求期限まで 1 年を切り、今後は請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクが混雑することが見込まれることや、インターネット請求の開始手続き（電子証明書の発行等）にも一定の期間を要することから、早めにインターネット請求に移行するようサービス事業者等に対し、改めて周知をお願いいたします。

また、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 98 号）において、平成 30 年度以降は原則として伝送又は電子媒体による請求に限定されること、一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行う必要があること等についてもお知らせしているところですので、併せて周知をお願いいたします。

つきましては、周知に当たり、広報資料をお送りしますので、都道府県及び保険者におかれましては、研修会等での周知、ホームページへの掲載、窓口での配付等、サービス事業者等への周知にご活用ください。

なお、国民健康保険団体連合会におけるサービス事業者等への周知については、別途、国民健康保険中央会を通じて依頼しておりますので、周知に当たっては連携・協力し、円滑なインターネット請求への移行にご協力いただきますようお願いいたします。

【周知に当たっての留意事項】

サービス事業者等には、特に以下の点にご留意いただくよう周知願います。

- ・ ISDN 回線での請求は平成 30 年 3 月 31 日まで。
- ・ 一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については、平成 30 年 3 月 31 日までに審査支払機関への届出が必要。
- ・ インターネット請求の開始手続きには一定の期間が必要。
(概ね 1 ヶ月、ただし申請件数の増加に伴い所要期間も延びる。)
- ・ ISDN 回線での請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクの混雑が見込まれる。

以上のことから、早期のインターネット請求への移行を促していただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課

電話 03-5253-1111

根本 (内線 2163)、松田 (内線 2166)

介護給付費等の
請求は

インターネットで！

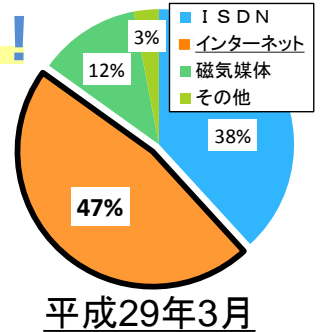
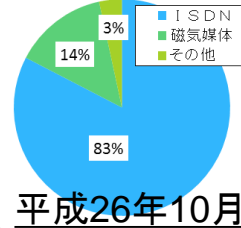
 ご利用中のインターネット回線で請求可能

 ISDN回線のコストを削減

 高速通信で快適かつ安定した送受信

 電子証明書等を用いた高度なセキュリティ

既に、請求の約5割がインターネット請求です！

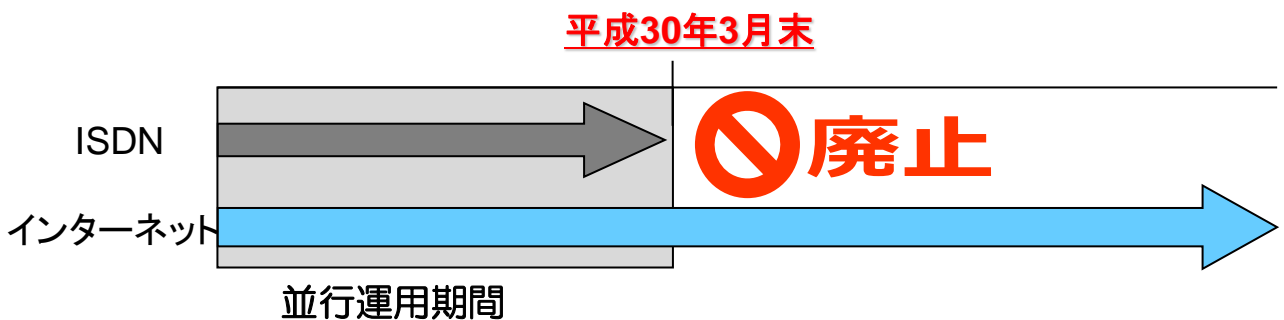


ISDN回線による請求は平成30年3月末まで！！

【ISDN回線による請求について】

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年3月7日厚生省令第20号）を改正し、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求を原則としています。

ただし、平成30年3月末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能です。

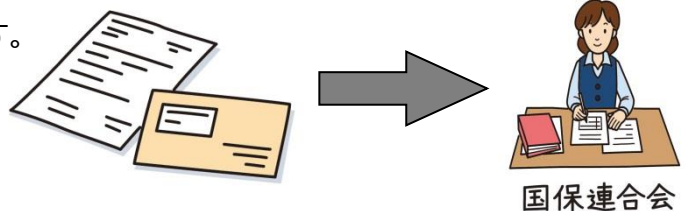


請求区分（請求方法）がISDNのままになっていませんか？

インターネット請求に移行する際は、
請求区分（請求方法）の変更が必要となります。

請求区分がISDNであった場合は、
請求方法変更の届出を国保連合会へ提出し、
請求区分を「インターネット」に変更しましょう。

※平成30年3月末でISDNでの請求は廃止されます。



詳しくは裏面へ

インターネット請求を開始するための手順

【インターネット請求開始の流れ】

伝送ソフトの購入先に確認し、インターネット請求に対応した伝送ソフトを入手し、インストールする

国保連合会へ請求方法変更の届出を提出する

国保連合会から介護電子請求受付システムのID、パスワード等が記載された「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受領

電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼を行う ※1

電子証明書発行完了通知メールを受信

電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストールする

インターネット請求開始 ※2

※1 電子証明書（有効期間3年）の発行手数料について

介護保険証明書 13,200円 介護・障害共通証明書 13,900円

※2 インターネットでの初回の請求の審査結果を受け取るまで、念のためISDN回線を解約しないでください。

ISDN請求の終了間際は、ヘルプデスクが混雑することが見込まれます。できるだけお早めにインターネットに移行することをお勧めします。

介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

インターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク ※平成29年4月1日より変更となりました

TEL 0570-059-402 FAX 0570-059-422

電子メール mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp

電子請求受付システムのアドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「介護保険の請求はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。

電子請求受付システムの動作環境

- ・OS Microsoft® Windows® 10 Home/Pro/Enterprise Microsoft® Windows® 8.1/Pro/Enterprise Microsoft® Windows® 7 Starter/Home/Premium /Professional/Enterprise/Ultimate (Service Pack 1)
※日本語(32bit)版及び日本語(64bit)版の対応となります。
※Microsoft® Windows® 7のStarterエディションは、限定用途で使用するスモールノートPCでの利用を前提としており、電子請求受付システムで必要とする画面の解像度が確保できない場合があります。そのため、電子請求受付システムでは、Starter以外のエディションを推奨しています。
- ・ブラウザ Windows® Internet Explorer® 11.0
- ・メモリ Windows® 7、8.1及び10 日本語(32bit)版の場合 1GB以上のRAM※(推奨2GB以上)
Windows® 7、8.1及び10 日本語(64bit)版の場合 2GB以上のRAM※(推奨4GB以上)
- ・HDD セットアップ用に1GB以上(別途データ保存領域が必要)

平成30年4月より、介護給付費の請求は 原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

※一部例外規定があります。



インターネット（伝送）による請求

- ・インターネットがご利用可能なP Cがあれば利用できます。
- ・I S D N回線による請求は平成30年3月末をもって廃止となります。

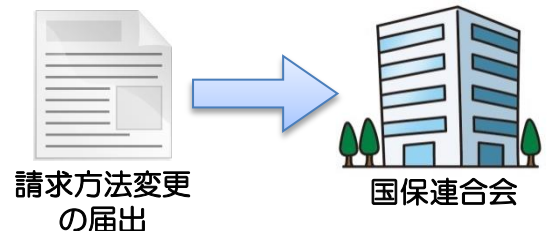


CD-R等（電子媒体）による請求

請求方法の変更にあたっては、国保連合会への届出が必要です。

現在の請求方法を変更する場合は、**請求方法変更の届出**を該当の国保連合会へ提出してください。（届出用紙の取得にあたっては各国保連合会のホームページをご参照いただき、不明な点は国保連合会にお尋ねください）

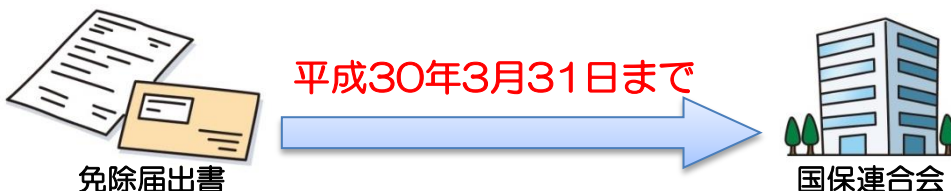
なお、請求方法の変更には、時間を要する場合がございますので、お手続きはお早めにお願いたします。



平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、事前の届出が必要です。

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号、最終改正平成26年8月15日）」の附則第二条から第四条までに規定された事業所が、平成30年4月以降も書面による請求を行う場合は、**平成30年3月31日までに**、免除届出書（※）を該当の国保連合会に提出する必要があります。

（※）「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」に規定。



書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます。

- 支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等（下記参照）であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
 - 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
 - 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの
 - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
 - ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
 - ③ 改築工事中である施設又は臨時的施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時的施設において事業を行っている間に行う請求に限る）
 - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
 - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）
- ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあつては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

一定の類型に該当する事業所等について

「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（平成26年8月15日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）」より抜粋

- ① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であつて、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。
 - イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業（以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ハ 支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行うサービス事業所
 - ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設
 - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設